

事務連絡
令和3年8月19日

高齢者施設 管理者様
介護サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

緊急事態措置の実施に伴う感染防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症防止のための対策を講じていただき、ありがとうございます。

福岡県の新規陽性者数は、毎日1,000人近い日が続くなど爆発的な感染拡大の様相を呈しています。こうした中、国は、福岡県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期間については、8月20日から9月12日までとすることを決定しました。

高齢者施設等における感染防止対策について、引き続き以下のとおり要請されていますのでご協力をお願いいたします。

記

1 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・ 高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員等の受検を促すこと。
- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申し出やすい環境づくりに努めること。
- ・ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や北九州市が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

※参考：福岡県ホームページ「緊急事態措置の実施について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/144263.pdf>

2 感染に係る事案が発生した場合の北九州市への報告について

職員や利用者等に感染が確認された場合（感染が疑われる者が発生した場合も含む）は、下記に掲載している報告様式により、速やかに介護保険課に報告してください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800436.html>

北九州市保健福祉局介護保険課
TEL : 093-582-2771